

政府一体となった地域活性化の取組

これまでの取組

[構造改革特区]

[地域再生]

[中心市街地活性化]

[都市再生]

- ・全国都市再生の推進 (全国都市再生モデル調査)
- ・都市再生プロジェクトの推進 (解決すべき都市の課題に関する政府の行動計画)
- ・民間都市開発投資の促進

市町村・民間からの相談・申請に個別に対応

創意工夫ある提案を個々に支援

今後の取組展開

★ 地方再生戦略(H19.11.30本部会合了承)に基づく取組

★ 都市と暮らしの発展プラン(H20.1.29本部会合了承)に基づく取組

地域活性化統合事務局(H19・10発足)

特区、地域再生、中活計画の一体的な申請・認定を可能に

I ブロック別担当参事官制による窓口の一元化

【8ブロック】 北海道、東北圏、首都圏、北陸圏・中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏・沖縄県

○各ブロックに一元的な相談窓口(「地方連絡室」設置)

○ブロック別担当参事官が、
・地域に出向き地方の声を直接聴取
・地域の代弁者として省庁連携をリード

○省庁連携の下、縦割りでは拾えない地方の課題にも柔軟に対応

○地方の元気再生事業で、立ち上がり段階のソフトの取組も支援

○都市再生、特区、地域再生、中活に関し一体的な取組

II 地方再生に対する政府の一体的支援

省庁横断・施策横断による支援

「地方の元気再生事業」創設(平20～)

予めメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め、国が直接支援

「環境モデル都市」を10カ所選定・支援(平20～)

生活者の視点に立った都市生活の改善・向上
・コミュニティの働きを活かした生活の質の向上
・ストック型社会に向けた取組

安全・安心、地球環境問題、国際競争力・国際交流等

政府一体となった総合支援の実施